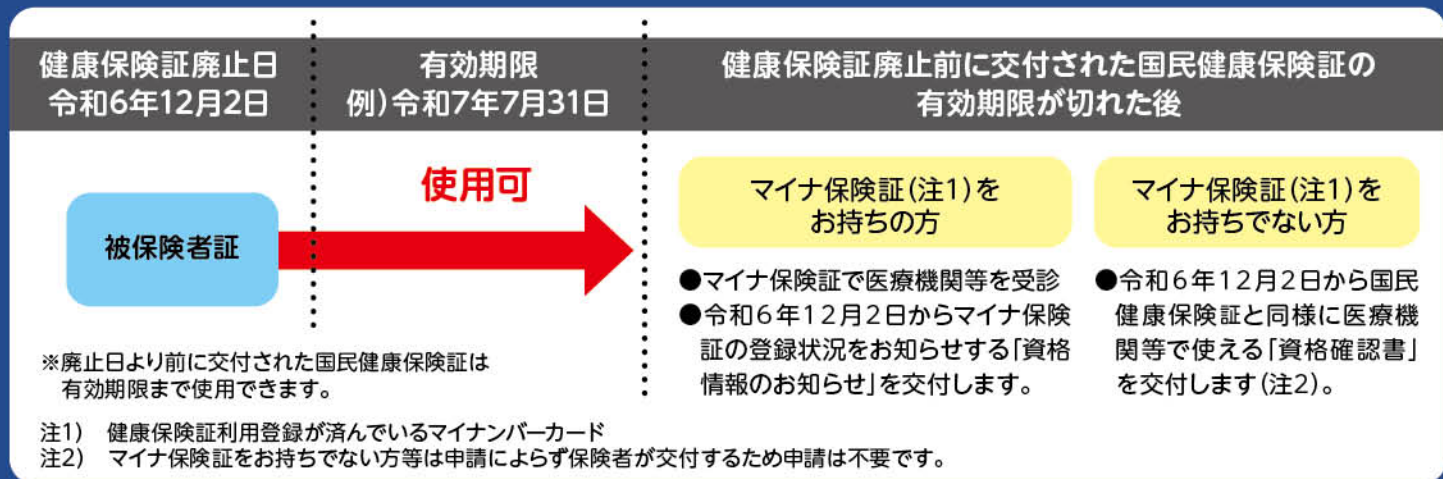


# 国民健康保険 加入の皆さまへ

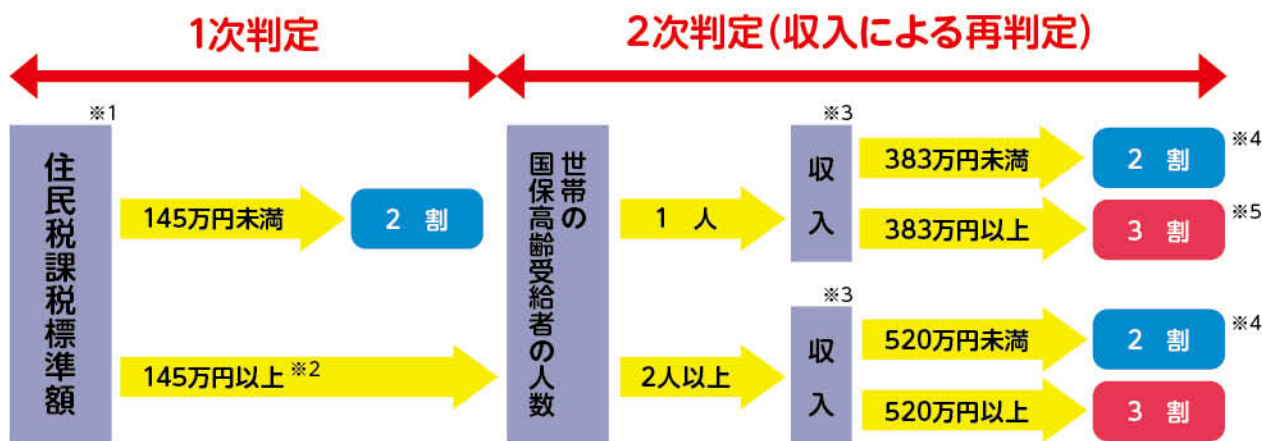


令和6年12月2日以降は健康保険証が  
新たに発行されなくなります。

※交付済の国民健康保険証は有効期限まで使えます。



## 70歳から74歳までの国保加入者(国保高齢受給者)の自己負担割合について



(注) 「住民税課税標準額」は国保高齢受給者個人ごと、「収入」は世帯の国保高齢受給者の合計額です。

- ※1 住民税の計算において、収入金額から必要経費(公的年金等控除及び給与所得控除を含む)、各種控除(社会保険料控除、医療費控除など)を差し引いたあとの金額です。ただし、山林所得や、確定申告された特別控除後の分離課税所得(譲渡、株式、先物等)がある場合は、その金額が加算されます。  
なお、19歳未満で合計所得金額が38万円以下の国保加入者がいる場合には、16歳~19歳未満1人につき12万円、16歳未満1人につき33万円が計算上控除されます。
- ※2 世帯の国保高齢受給者で145万円以上の方が1人でもいる場合には、「145万円以上」と判定されます。また、世帯の70歳から74歳までの国保加入者全員の旧ただし書き所得(総所得金額等一基礎控除)の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は2割となります。
- ※3 年金、給与、不動産、株式、配当などの必要経費控除前の金額(分離課税分を含む)をいいます。
- ※4 負担割合が3割の被保険者証が送付された方については、「国民健康保険基準収入額適用申請書」を提出することにより自己負担割合が2割となります。(保険者により判定収入を把握できる場合は申請が不要な場合があります。)
- ※5 世帯の国保高齢受給者が1人であり、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人との収入の合計金額が520万円未満の場合、自己負担割合は2割(※4)となります。



# つくってみようマイナンバーカード！



## マイナンバーカードの申請方法

交付申請書をお持ちの方は、以下4つの方法から申請できます！

### スマホ！スマートフォン

- 1 スマホで顔写真を撮影。
- 2 スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- 3 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 4 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

半分以上の人が  
オンラインからの申請  
なんだった！



交付申請書

### パソコン

- 1 カメラで顔写真を撮影。
- 2 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- 3 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

交付申請書に記載の  
申請書IDが必要だよ



申請書IDを  
入力！

### 証明用写真機

- 1 タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- 2 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす。
- 3 画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
- 4 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了。

## 郵便

- 1 交付申請書に必要事項を記入し、6か月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了。

カードの仕上がりが早いスマホでの申請がおすすめ！

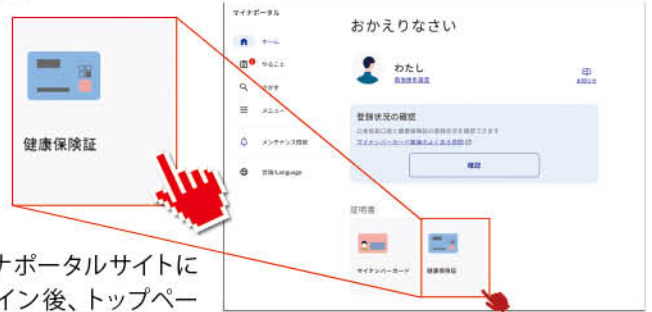


交付申請書をお持ちでない方は、[マイナンバーカード 郵便](#) [検索](#)

- 1 専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！プリントアウトしてご利用ください。  
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- 2 市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。



## 健康保険証等情報の確認方法



マイナポータルサイトにログイン後、トップページから「健康保険証」アイコンを選択すると、健康保険証についての情報を確認することができます。

# マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！

どうやって使うの？



受付

スッと置いて  
ピッと認証



とっても簡単！

### 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。  
※顔写真は機器に保存されません。

### 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

## 利用申込はカンタン！

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル®やセブン銀行のATM、医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーでできます。

ここをクリック！



（※）子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

## マイナンバー（12桁の数字）は使いません！

ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。



ICチップの中の「電子証明書」で本人確認！

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー（12桁の数字）は使われません。

医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありません。

## どんないいことが？ 7つのメリット

POINT 1	POINT 2	POINT 3	POINT 4	POINT 5	POINT 6	POINT 7
<p><b>より良い医療が可能に！</b></p> <p>本人が同意すれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療が受けられるようになりました。</p> <p>※薬剤情報は、2021年9月に診療したもから3年分の情報が閲覧できるようになりました。</p>	<p><b>自身の健康管理に役立つ</b></p> <p>マイナポータルで、2021年10月から、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになりました。自分の薬剤情報を閲覧できるようになりました。</p> <p>※特定健診情報は、2020年度以降に実施したもから5年分（直近5回分）の情報が閲覧できるようになりました。</p>	<p><b>オンラインで医療費控除がより簡単に！</b></p> <p>マイナポータルで、2021年11月から自分の医療費通知情報が閲覧できるようになりました。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となりました。※2021年9月以降の医療費通知情報について、閲覧・自動入力が可能となりました。</p>	<p><b>手続きなしで限度額を超える一時的な支払が不要に！</b></p> <p>限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。</p>	<p><b>医療保険の資格確認がスムーズに！</b></p> <p>カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。</p>	<p><b>医療費の事務コストの削減！</b></p> <p>医療保険の請求取り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。</p>	<p><b>健康保険証としてずっと使える！</b></p> <p>就職や転職、引越をしても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。</p>